

平成 26 年 7 月 4 日
九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟第 9 回口頭弁論について

本日14時から、佐賀地方裁判所において、玄海原子力発電所操業差止訴訟の第9回口頭弁論が行われました。

本件は、玄海原子力発電所1～4号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として平成24年1月31日の第1次～10次にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は第10次提訴（平成26年6月3日）に対する答弁書を提出し、第1～9次分の答弁書同様に請求の棄却を求めるとともに、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検討により、地域特性を十分に把握した上で設計しており、また、地震及び津波についても、最新の知見を踏まえた評価や対策を講じることで、安全性を確認している旨の主張を行いました。

また、併せて準備書面を提出し、玄海原子力発電所の運転に伴い、放出される放射性物質による放射線は人間の生命へ影響を及ぼすものではないこと、原子力発電所における安全性については上記答弁書でも主張していますが、昨年7月の新規制基準への適合審査申請時点においても、地震及び津波に対して安全上重要な原子炉施設が安全機能を保持できることについて主張しております。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上